

大阪市興行場法施行細則を次のように制定する。

大阪市興行場法施行細則

(趣旨)

第1条 興行場法(昭和23年法律第137号。以下「法」という。)及び大阪市興行場法施行条例(平成24年大阪市条例第108号。以下「条例」という。)の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この細則の定めるところによる。

(委任)

第2条 法第5条第1項の規定により興行場営業を営む者(以下「営業者」という。)その他の関係者から必要な報告を求め、又は職員に興行場に立ち入り、検査させる事務は、保健所長に委任する。

(専決)

第3条 保健所長は、次に掲げる事務を生活環境担当部長に専決させることができる。

- (1) 前条の事務
- (2) 第10条第1項の規定による届出を受け付けること
- (3) 第11条第1項の規定による届出を受け付けること

第4条 削除

(営業の許可申請)

第5条 法第2条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の様式による申請書を市長に提出しなければならない。ただし、営業者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、第3号、第5号及び第6号に掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

- (1) 申請者の住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 興行場の名称及び所在地
- (3) 興行場の種別及び構造設備の概要
- (4) 営業開始予定年月日
- (5) 管理者を置くときは、管理者の住所及び氏名
- (6) 野外、仮設、特設又は臨時の興行場の場合は、興行期間又は市内巡業日程
- (7) この項ただし書又は次項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨
- (8) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、営業者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、第1号から第4号までに掲げる書類のうち変更がないものの添付を省略することができる。

- (1) 建築物の平面図、断面図、立面図及び配置図
- (2) 給気口及び排気口の位置を示す図面その他の構造設備の図面並びに条例第6条第1項の機械換気設備の仕様書その他の構造設備の仕様書
- (3) 興行場の周囲300メートル以内の見取図
- (4) 営業の用に供する建築物について法令により検査又は確認を要する場合にあつては、市長が公衆衛生上特に支障がなく、かつ、施設が安全であると認める場合を除き、その検査又は確認を完了していることを証する書類の写し
- (5) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(許可書の交付)

第6条 市長は、法第2条第1項の規定による許可を与えるときは、申請者に対し興行場営業の許可書を交付する。  
(便所の構造設備の基準)

第7条 条例第8条第6号の市規則で定める興行場の便所の構造設備に係る公衆衛生上必要な基準は、次のとおりとする。

- (1) 床面及び内壁のうち床面から少なくとも1メートルの高さまでの部分は、不浸透性材料を用いること
- (2) 女子用便所及び男子用大便所は、便器ごとに、縦120センチメートル以上、横90センチメートル以上の広さを有する個室に区画すること
- (3) 男子用小便器を隣接して設ける場合にあつては、その間隔は、60センチメートル以上とすること

(相続による承継の届出)

第8条 法第2条の2第2項の規定により相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した所定の様式による届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄
- (2) 被相続人の氏名及び生前の住所

(3) 相続開始の年月日

(4) 興行場の名称及び所在地

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 届出者の戸籍謄本若しくは磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。次号において同じ。)をもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

(2) 前号に掲げる書類のうち、届出者の戸籍謄本又は磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面を添付する場合にあつては、被相続人の戸籍謄本若しくは除籍謄本又は磁気ディスクをもつて調製された戸籍若しくは除かれた戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面

(3) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

(4) その他市長が必要と認める書類

(合併又は分割による承継の届出)

第9条 法第2条の2第2項の規定により合併又は分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の様式による届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

(2) 合併により消滅した法人又は分割により興行場営業を承継された法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

(3) 合併又は分割の年月日

(4) 興行場の名称及び所在地

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により興行場営業を承継した法人の登記事項証明書

(2) その他市長が必要と認める書類

(変更の届出)

第10条 営業者は、第5条第1項の申請書又は第8条第1項若しくは前条第1項の届出書の記載事項に変更があつたときは、その事実が生じた日から10日以内に所定の様式による届出書を保健所長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 変更の事実を明らかにした書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(停止等の届出)

第11条 営業者は、営業の全部又は一部を停止し、又は廃止したときは、その事実が生じた日から10日以内に所定の様式による届出書を保健所長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 営業の廃止の届出の場合にあつては、第6条の規定による興行場営業の許可書

(2) その他市長が必要と認める書類

(ねずみ、衛生害虫等の駆除)

第12条 条例第9条第2号のねずみ、衛生害虫等の駆除は、生息状況の調査を行った上で、捕獲用器材の使用その他の適切な方法により行わなければならない。

(便所の消毒)

第13条 条例第9条第3号の便所の消毒は、エタノールの使用その他の適切な方法により行わなければならない。

(施行の細目)

第14条 様式その他この細則の施行に関し必要な事項は、健康局長が定める。

附 則

この規則は、昭和31年11月1日から施行する。

附 則(昭和45年10月1日規則第82号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年6月5日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年4月1日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年10月1日規則第109号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年6月24日規則第92号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年4月1日規則第78号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年4月1日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月4日規則第3号)抄  
(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成21年3月6日規則第13号)

この規則は、平成21年3月7日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第95号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第118号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月14日規則第142号)

この規則は、令和2年12月15日から施行する。

附 則(令和3年1月8日規則第3号)

この規則は、令和3年1月12日から施行する。